



市役所の電話
996-2111

FAX
995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



駅前出張所および八潮メセナ・アネックスの外壁工事

11月から12月の期間、外壁工事を予定していますが、施設は通常どおり利用できます。

なお、工事期間中は施設内で音やにおい、振動が発生する場合があります。ご了承ください。
問 駅前出張所 ☎999-0840、八潮メセナ ☎998-2500

パスポート交付手数料キャッシュレス方法の拡充

パスポート交付に必要な県手数料のキャッシュレス決済で利用可能なクレジットカードのブランドが拡充されました。

新たに追加されたブランド
JCB・American Express・Diners Club
問 パスポートコーナー（駅前出張所内） ☎932-8010

路上喫煙禁止区域の指定

八潮駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しています。この区域では、指定喫煙所以外で喫煙することはできません。

市では、八潮駅前交番裏にコンテナ型の指定喫煙所を設置していますので、喫煙は指定喫煙所をお願いします。

問 環境リサイクル課 ☎234

市有地貸付

市有地を一般競争入札により貸し付けします。
場 大原444番外
内 2,361㎡ 第一種中高層住居専用地域

問 10月25日までに、入札参加申込書（アセットマネジメント推進課または市ホームページで入手）をアセットマネジメント推進課窓口（☎470）へ

空家等の実態調査

11月末までの期間、市内の空家等の実態調査を実施します。調査員が空家等と思われる建築物の外観を確認し、調査を行います。状況について近隣の方にお話を伺うこともありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
問 都市計画課 ☎346

長期優良住宅維持保全状況等調査

問 長期優良住宅として認定を受け、工事完了から5年、10年を経過した住宅
報告期限 11月8日(金)
※10月中旬に調査対象住宅の所有者あてに郵送で通知します。
問 開発建築課 ☎468

北部地区のまちづくり

10月27日のやしお市民まつりで、(仮称)道の駅やしおに関するアンケートを実施します。アンケート結果は、今後の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

また、八潮夜市で実施した同アンケート結果については、市ホームページをご覧ください。
問 北部拠点整備課 ☎272

八潮南部東地区の事業計画変更案の縦覧

問 10月25日(金)～11月7日(木)
※土・日曜日、祝日も実施
場 区画整理課
意見書の提出
問 利害関係のある方
問 11月21日（消印有効）までに、郵送で県市街地整備課（〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1）へ
問 区画整理課 ☎404

公平委員の選任

問 公平委員会 ☎294

狩野 稔 氏	(任期 10月1日～令和10年9月30日)
金内 隆政 氏	(任期 10月1日～令和10年9月30日)
山田 千香子 氏	(任期 10月1日～令和10年9月30日)

固定資産評価審査委員会委員の選任

問 納税課 ☎293

氏森 政利 氏 (任期 9月30日～令和9年9月29日)

農業委員会委員の任命

問 農業委員会事務局 ☎286

篠木 秀彦 氏 (任期 9月25日～令和8年8月23日)

個人情報を守るために 本人通知制度へ登録しましょう

本人通知制度とは、本人の代理人または第三者に戸籍謄本や住民票の写し（本籍記載のもの）などを交付したときに、登録者本人にその事実を通知する制度です。

不正請求の抑止、不正取得の早期発見のために登録しましょう。

登録できる方

市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

通知の対象になる証明書

- ・住民票の写し（本籍の記載があるもの）
- ・住民票記載事項証明書（本籍の記載があるもの）
- ・戸籍謄抄本（除籍を含む）
- ・戸籍の附票の写し（本籍の記載があるもの）

通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種類・通数
- ・交付請求者の種別（代理人、第三者）

※請求者の氏名・住所は通知しません。

登録手続き

申請書（市民課、駅前出張所または市ホームページで入手）、窓口に来庁する方の本人確認書類（運転免許証など）および委任状（代理の方のみ）をお持ちのうえ、市民課または駅前出張所へ（郵送による申請も可能）



ご長寿おめでとうございます

令和6年度100歳を迎える5人の方に、長寿のお祝いをしました。

問 長寿介護課 ☎447

浅井 甲子 さん	北澤 ハル さん
川島 節子 さん	仲俣 美恵子 さん

※同意いただいた方のみ50音順で掲載しています。

ストップ！滞納 市民税・県民税

多くの市民が市税を期限内に納付しています。
また、県と県内全市町村では、「ストップ！滞納」を合言葉に、徴収を強化しています。

問 納税課 ☎330

市では、10月から12月までを滞納整理強化期間として定めています。未納の方は、早急に納付してください。なお、特別な事情により納付困難な場合は、納税課までご相談ください。

